

吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則一部改正の骨子案

1 趣旨と概要

現在、青少年クリエイティブセンターの施設（以下「施設」といいます。）を専用使用する場合、使用日の3日前までに専用使用許可申請書を提出する必要があります。

施設を専用使用するために、あらかじめセンターに来館することなく、オンラインで申請手続きが完了するよう、専用使用許可申請手続きの電子化等を内容とする公共施設予約・照会システム（以下「システム」といいます。）を導入し、利用者サービスの向上を図ります。

これに伴い、本規則を改正し、システムによる専用使用申請手続等を定めるものです。

2 改正の内容

- (1) 施設を専用使用しようとする人は、専用使用許可申請書の提出に代えて、システムによる使用許可の申請をしなければならないこととします。
- (2) システムによる専用使用許可申請期間は、使用日の2月前の日から使用日の3日前までとします。
- (3) 専用使用者がシステムを不正に利用したときは、システムの利用を停止することができることとします。

3 施行予定年月日

令和7年（2025年）4月1日から施行します。